

第18回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年11月30日(火)

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条許可処分取消申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農地法第5条許可申請について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県経営体育成基盤
整備事業 西山町和田地区)

議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県経営体育成基盤
整備事業 西山町長嶺地区)

議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て

議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て

議第12号 令和3年度賃借料情報の提供について

その他 12月総会の会議開催予定日時

第19回総会を12月27日(月)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様です。昨日と打って変わって本日は暑い日になりましたが、皆様にお集まりい

ただきました。ありがとうございます。

これより第 18 回農業委員会総会を始めさせていただきますが、総会に先立ち、11 月 22 日に新潟県の農業委員会大会が朱鷺メッセであり、永年勤続委員の 3 名の方が受賞され表彰状を預かって参りました。石塚会長から賞状伝達していただき永年の功績を称えていただきたいと思ひます。

石塚会長

(大橋 伊勢治推進委員、佐藤 敏会長職務代理者、新沢 廣彦推進委員に賞状伝達)

霜田事務局長

農業委員会だよりに写真を載せたいと思ひます。総会が終わりましたら、3 名にはお残りいただきまして、撮影をお願いいたします。

続きまして、皆様に難儀をしていただいております全国農業新聞の会員に尽力いただきました、長谷川 久雄推進委員に石塚会長からクオカードをお渡ししていただきたいと思ひます。

石塚会長

(長谷川 久雄推進委員にクオカード贈呈)

霜田事務局長

ありがとうございました。

霜田事務局長

それでは第 18 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

石塚会長

皆様大変お疲れ様でございます。本日は、天気もよくもつたないような天気になりました。今後は寒くなるだろうと思ひております。

今程は、長年にわたり御活躍いただきました 3 名の方、大変ありがとうございます。今

後ともよろしく願いいたします。皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症におきまして、新たな変異株が確認をされ拡大が懸念されているところがございます。なかなか終息しません。もう少し我慢が必要かと思えます。

そろそろ霜も降り始めました。また日増しに寒くなるのだらうと思いますが、皆様方には御自愛いただきたいと思えます。

総会につきましては着席の上、進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田事務局長

委員数は19人であります。本日欠席遅参報告は1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地最適化推進委員の出席委員数は23人であります。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第18回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、9番 尾崎 清信委員、10番 尾崎 正俊委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 西山町尾町字前田〇〇番地 畑 外 1 筆 計 518 m²。大字与三〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町石地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 2 花田字中田〇〇番〇 田 210 m²。大字花田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字花田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 3 上田尻字谷地田〇〇番〇 田 外 4 筆 計 3,683 m²。埼玉県さいたま市西区プラザ〇〇番〇号 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 4 上田尻字山向〇〇番〇 畑 外 1 筆 計 92 m²。埼玉県さいたま市西区プラザ〇〇番〇号 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 5 大字新田畑字東新田〇〇番地 田 外 9 筆 計 6,065 m²。松美一丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 外 1 名。田塚一丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 6 大字東条字大沢〇〇番地 田 外 1 筆 3,748 m²。大字南半田〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。米山台四丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 7 小島字百三十刈〇〇番〇 田 外 8 筆 計 10,376 m²。静岡県静岡市清水区大坪二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。米山台四丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 8 曾地字天川原〇〇番地 田 788 m²。神奈川県藤沢市遠藤〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇。大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 9 佐水字下川原〇〇番地 田 外 1 筆 計 2,056 m²。千葉県松戸市栄町西 1 丁目〇〇番地の〇 〇〇 〇〇。大字佐水〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 10 佐水字下川原〇〇番地 田 外 1 筆 計 1,832 m²。千葉県松戸市栄町西 1 丁目〇〇番地の〇 〇〇 〇〇。大字佐水〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 11 佐水字下川原〇〇番 田 外 4 筆 計 4,041 m²。千葉県松戸市栄町西 1 丁目〇〇番地の〇 〇〇 〇〇。大字佐水〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号 12 佐水字下川原〇〇番 田 外 2 筆 計 3,056 m²。千葉県松戸市栄町西 1 丁目〇〇番地の〇 〇〇 〇〇。大字佐水〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

審査結果の 1 ページと 2 ページを御覧ください。申請番号 1 から 12 までについて、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 上原字前田〇〇番〇 田 208 m²。大字上原〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 52 年頃より一般個人住宅の敷地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 安田字天王寺〇〇番〇 田 22 m²。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇 外 1 名。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 61 年頃より一般個人住宅の敷地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請につきまして、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請理由及び農地区分の順に読み上げて説明とさせていただきます。

申請番号 1 土地の所在地 善根字飛岡〇〇番 田 254 m²。大字善根〇〇番地 〇〇 〇〇。東京都練馬区下石神井四丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。転用計画を取りやめたため。第 2 種でございます。

当初、一般住宅を建設する計画でしたが、これを取りやめたため、許可処分の取消を申請するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 茨目三丁目字赤坂〇〇番〇 田 163 m²。茨目三丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇。駐車場。第 3 種でございます。

本件につきましては、当初計画を変更し、転用面積を縮小するものです。当該地は、当初許可後に分筆されており、残地の茨目三丁目字赤坂〇〇番〇につきましては、前回の総会において、宅地の拡張を目的に、農地法第 5 条の事業計画変更承認及び許可が決定されています。

申請番号 2 北半田二丁目字水上〇〇番 田 66 m²。西本町三丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきましては、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 5 号農地法第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 北半田二丁目字水上〇〇番 田 66 m²。西本町三丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 高柳町岡田字三願地〇〇番地〇 田 外 1 筆 92 m²。長岡市深沢町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。高柳町岡田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。農機具置場。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 46 年頃より農機具置場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 茨目二丁目字宮ノ前〇〇番〇 外 5 筆 田 359 m²、畑 191 m²、計 550 m²。希望が丘〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。半田二丁目〇〇番〇〇 〇〇 〇〇。特定建築条件付売買予定地 3 区画。第 3 種でございます。

申請番号 4 西山町長嶺字白山〇〇番〇 田 955 m²。神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。長岡市雨池町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。養蜂場。第 2 種でございます。

本件につきましては、前回の総会からの継続審議案件となっております。前回の総会時

においては、転用計画について、転用計画者から地元住民に、具体的な転用計画の説明がなされておらず、地元との調整がなされていないことにより、事業が履行に至らないことも想定されたことから、許可要件である「申請に係る用途に遅延なく供することの確実性」が認められないと判断し、転用計画者が地元と調整後、改めて総会で審議することとしておりました。

その後、転用計画者の申請代理人から、11月6日に町内説明会が開催され、転用計画者が地元住民に説明を行い、町内会が転用計画を了承したとの報告を受けたことから、改めて今回の総会に上程したものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の6ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第5号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区）」及び「議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 7 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区 関連）
 - 2 権利の種類 所有権移転
 - 3 当事者間の法律関係 売買
 - 4 所有権移転の時期 公告日
 - 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
 - 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
 - 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
 - 8 対象農用地の面積 田（44 筆）28,515.00 m²、畑（1 筆）340.00 m²、
その他（12 筆）204.13 m²
 - 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
 - 10 実施地区 柏崎市
 - 11 公告年月日 令和 3(2021)年 12 月 17 日
- 明細は 8 ページに記載のとおりです。

続きまして、議案書 9 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 田（20 筆）14,001.00 m²、その他（2 筆）46.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市

11 公告年月日 令和3(2021)年12月17日

明細は10ページに記載のとおりです。

説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号及び議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第6号及び議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第8号から第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議第8号から議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して説明させていただきます。

この案件につきましては、8月に委員の皆様方に配布をお願いしました、更新分と新規分の取りまとめの成果でございます。誠にありがとうございました。

まず、11ページを御覧ください。議第8号でございます。一般賃借分の新規設定でございます。18人の所有者から10人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が62筆 55,583.80㎡、畑が1筆 1,273.00㎡でございます。

続きまして、16ページを御覧ください。議第9号でございます。一般賃借分の再設定でございます。64人の所有者から42人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3

年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が253筆212,558.85㎡、畑が1筆297.00㎡でございます。

続きまして、31ページを御覧ください。議第10号でございます。一般分使用貸借権の新規設定分でございます。1人の所有者から1人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が1筆542.00㎡でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。議第11号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。9人の所有者から9人の耕作者の方に権利が設定されるものでございます。3年、6年、10年の契約期間で地区別に集計してあります。田が29筆13,320.91㎡でございます。

議第8号から議第11号の共通事項として皆様の御承認を得られれば、12月17日を公告の予定日とし、権利の開始については12月20日でございます。

説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第8号から議第11号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第8号から議第11号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第12号 令和3年賃借料情報の提供について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議第12号 令和3年賃借料情報の提供について、御説明いたしま

す。資料につきましては、本日お配りしました議第 12 号 令和 3 年賃借料情報の提供についてを御覧ください。

議第 12 号 令和 3 年賃借料情報の提供について

このことについて、下記により令和 3 年の賃借料の情報を提供するものとする。

令和 3 (2021) 年 11 月 30 日提出

柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏

記

提供期日 令和 4 (2022) 年 1 月 1 日
提供の方法 農業委員会だより (第 44 号) で、柏崎農業協同組合を通じて組合員に配布する。あわせて柏崎市ホームページに掲載する。
提供の内容 別紙のとおり

続きまして裏面の「柏崎市賃借料情報」を御覧ください。

賃借料情報につきましては、農地法第 52 条の規定により、農業経営基盤強化促進法等により賃借された実勢の賃借料を集計・提供するもので、表には、令和 3 年における賃借料情報が記載されています。

内訳としまして、実際に賃借された筆数は、市内全体で田が 1,462 筆、畑が 10 筆ありました。昨年の筆数は、田が 2,751 筆、畑が 27 筆でしたので、今年の筆数は昨年から半分程度に減少しております。

提供情報につきましては、ここから全データの平均額の 1.7 倍を超える契約と、0.3 倍を下回る契約は、「特殊取引」として除外しております。この基準で除外した筆数は、田 118 筆、畑 1 筆となります。

その結果、提供情報としては、データ総数が田 1,344 筆、畑 9 筆となりました。この特殊取引を除外したあとの、地域別賃借料の「最も多い締結額」、「最低額」、「最高額」、「データ総数」を提供する情報としました。

項目につきましては、昨年まで「平均額」及び「最も多い締結額のデータ数」も記載していましたが、今年から記載しておりません。理由としては、「平均額」は、賃借料の合計を筆数の合計で除した計算上の数値であり、実際の賃借料とは異なること及び、必要な情報を見やすい形で提供するためです。

なお、「米山・高浜」地区につきましては、当該年における賃借の実績がなかったため、数値の記載はございません。

以上となりますが、説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 12 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 12 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

皆様のお手元、第 18 回農業委員会総会（R3. 11. 30）事務局事務連絡を御覧ください。

1 令和 3 年度永年勤続農業委員会委員等表彰（総会冒頭）

「農業委員・農地利用最適化推進委員勤務 10 年以上」

大橋 伊勢治推進委員・佐藤 敏会長職務代理者・新沢 廣彦推進委員

3 名の方、お疲れ様でした。引き続きよろしく願いいたします。

2 今後の予定（別紙）

- ・農業委員会だより 44 号編集会議

11 月 30 日（火） 総会終了後

情報会議委員は参集。

本日が最後の編集会議になります。総会終了後お残りいただきまして、最後の校正をよろしく願いいたします。

- ・県農業会議後期巡回

1 月 31 日（月）の総会を巡回

第 19 回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

12月27日(月) 13:30～ 庁舎1階 多目的室

封筒やクリアファイルが置いてある委員さん方がいらっしゃいます。県大会に出席された委員さんには封筒はありません。県大会に行けなかった委員さんに封筒をお配りしますのでこちらを御覧いただきたいと思います。

角2の封筒の中には、11月22日の県大会の概要や資料、農地利用最適化から新たな農地利用最適化へという小さな冊子が入っております。こちらの冊子につきましては、全国農業会議所が発行したものです。委員の皆様方には日頃から農地利用の最適化ということを実践していただいているわけですが、5年見直しということで、いろいろ取り沙汰されており、振り返る部分もありまして、新たな局面が求められています。活動の見える化の目安や参考にしていただきたいという部分で全国農業会議所が作成したものです。

クリアファイルをお持ちの方に関しては、10月29日の総会を欠席された委員さんのお手元にお配りしました。農業者年金の加入推進の案内であります。個人情報が入っていますので注意をして扱っていただきたいと思います。11月から令和4年2月まで加入推進をしていただきたいという案内です。10月29日の総会に出席した委員さんは、総会終了後、年金のDVDを見ていただきました。10月29日の総会に欠席された委員さんの中で年金のDVDに興味のある方は、事務局までご連絡ください。

年金のシミュレーションについて、案内を入れてありますが、分からないことがあれば事務局までお問い合わせください。

県の農業会議のほうで農業者年金の加入推進の中間報告、実績報告をいただきたいということで、皆様のお手元に農業者年金の加入推進記録簿を入れさせていただきました。まだ加入推進の途中で記録簿が書けない方もおられると思いますが、県から11月末に中間報告を提出してほしいということですので提出をお願いします。せっかくの機会ですので報告をさせていただければと思います。

事務局からは、以上です。

議長

その他事項について、御意見御質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。各会議の代表から連絡、報告等はいかがでしょうか。

議長

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。今年もあとひと月となり、秋植え野菜の収穫が少し残っている状況だと思います。

稲作においては、作況指数が新潟県は 96 と言われております。北海道では 108、北海道の一部地域では 113 です。米の需給については、新潟県はやや不良という中で新潟米が品不足と言われているようですが、全国としてはまだ余っている状況ということです。

農用地区域内の農地面積が発表されて、柏崎市の耕地面積を上回る 5,900ha 減少し、それによって全国では 400 万 ha を下回るということです。柏崎市全体の耕作地が減っており、優良農地と言われている部分が様々な理由で減っている状況です。

参考として、2020 年の農業センサスと柏崎市の耕地面積が 5,000ha、そのうち水稻の作付けが約 3,000ha ということです。3,000ha の内訳は、主食用米やその他になります。皆さん方におかれましても、来年度以降の計画に入っていく時期になると思いますので、参考のために話をさせていただきました。

本日の総会は以上になります。お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 30 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____